

ICD患者の運転について

ICDを入れることになり主治医の先生からご説明がありました通り、自動車、自動2輪車の運転には制限があります。

平成16年に警察庁での確認が出来て、当会の理事長(前、関西ICD友の会会長)からのご報告です。

平成 16 年 8 月 6 日

関西 I C D 友の会

会長 藤田竹思良

I C D 患者の運転について

標記の件につきまして警察庁へ問合せを致し改めて下記内容にて説明がありましたのでご報告します。

交通事故が発生した場合

医師の提言を聞き入れられず免許更新時および免許取得において診断書の提出、及び適性検査を受けずに偽り不正の手段によって更新、取得後に I C D 作動が原因または不整脈が原因で意識喪失した交通事故が発生したことがはっきり判明した場合として下記に該当します。

- 1 . 道路交通法第 1 1 7 条の 4 として次の各号のいずれかに該当するものは、1 年以下の懲役又は 3 0 万以下の罰金に処する。

第 1 号から第 6 号まで省略

第 7 号 偽りその他不正の手段により免許証又は国外運転免許証の交付を受けた者

- 2 .学会のステートメントを順守し医師の提言通り診断書提出、また適正検査を受けて免許交付を受けた者が交通事故発生させた場合は通常の交通事故とした罰則扱いと同等の扱いとする。

- 3 . 診断書提出し適性検査を受けたが保留、交付されない者がI C D作動、不整脈が原因で意識喪失し重大な事故を発生させた場合、交通事故調査委員会と検察庁の判断によって厳しく罰せられる。

- 4 .更新時まで年数があり医師の運転不可の判断下されている方が交通事故発生させた場合個別に事実関係を交通事故調査委員会で調査、検察庁の判断で罰則が科せられることになる。

【参考 学会のステートメント】

- ・ I C D 装着後半年間は観察要（但し、術前も意識喪失がない方で医師が半年以内に可能と判断して診断書、適性検査を受けて交付された場合は別扱い）
- ・ I C D 装着前に意識喪失のあった方は実質 1 年間の観察必要。
- ・ I C D 装着後に意識喪失を伴う作動があった方は、以後運転不可。

【お願い】

上記に記載させていただいたことを順守していただいで運転可の方は診断書、適性検査を受けて充分注意されて運転して下さい。

そして不可の方は残念ですが運転しないでください。